

計画作成年度	平成26年度
計画変更年度	平成28年度
計画主体	上天草市

上天草市鳥獣被害防止計画 変更計画

<連絡先>

担当部署名 上天草市 経済振興部 農林水産課
所在地 熊本県上天草市大矢野町上1514番地
電話番号 0964-56-1111
FAX番号 0964-56-4972

1. 対象地域、計画期間及び対象鳥獣

対象地域 熊本県上天草市
 計画期間 平成27年度から29年度
 対象鳥獣 イノシシ（イノブタ含む）、カラス類、ニホンジカ
 ※ 「イノシシ（イノブタ含む）以下、イノシシという。」

2. 被害の現状

(1) 主な鳥獣による被害の現状(H25年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 3.5ha 被害金額 814千円
カラス類	水稲 (温州ミカン等)	被害面積 0.1ha 被害金額 5千円
	被害面積計 被害金額計	3.6ha 819千円

(2) 被害の傾向

上記は熊本県農業共済組合から提供を受けた資料を積み上げたものである。
 イノシシによる被害が深刻で、山間部のみならず平地部の民家周辺においても、上記被害面積、被害金に計上されていない被害(ソルゴや甘藷等の食害、果樹の枝折り、根の掘り起こし、農地石垣や土手の崩壊等)が依然として多発傾向にあり、農家の営農意欲の低下を招いている。
 また、カラス類やヒヨドリによる果樹への食害も多発傾向にある。特にカラス類による、定植後の野菜の引き抜きに加え、畜舎においても配合飼料の袋を破き餌をついばむ等の被害が、近年増加傾向にあり農家も対策に苦慮している。
 ニホンジカについては、現状では被害はなし。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(25年度)	目標値(29年度)
被害金額 (イノシシ) (カラス類)	819千円 814(千円) 5(千円)	572千円以下 569(千円)以下 3(千円)以下
被害面積 (イノシシ) (カラス類)	3.6ha 3.5(ha) 0.1(ha)	2.5ha以下 2.4(ha)以下 0.07(ha)以下

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシについては、捕獲檻・くくりわな・猟銃を使って有害捕獲として取り組んでいる。</p> <p>また、カラス類についてもイノシシと同じく猟期以外の期間も猟銃を使って有害鳥獣捕獲として取り組んでいる。</p>	<p>近年、イノシシについては、捕獲檻等に対して「危険認知」をしていると思われる状況にある。今後は、比較的有効なくくりわなや囲い檻による群ごと捕獲する体制等の整備が必要と思われる。カラス類については、有害鳥獣許可を出しても捕獲実績が上がっていない。</p> <p>捕獲者の技術向上についても必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ対策として電気柵が主として二段張りで設置されている。その他にも鉄柵、トタン、網等を使って農地を囲うなどの被害防止対策が取られている。</p> <p>カラス類対策としては、一部で網や爆音機を設置利用している。</p>	<p>電気柵が普及してきている。しかし、柵周辺での除草及び設置方法が不適切なため農地への侵入を許し被害を受ける事例が報告されている。よって、施設の適切な維持管理の必要性について周知徹底する必要がある。</p> <p>また、カラス類については、範囲が広いため有効な防除手段はない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>農作物等への被害防止のために、電気柵の設置を推進し、イノシシに柵の周りで餌付けを進めないことで被害の発生を抑える。併せて、被害防止についての知識普及及び農家意識の高揚のために啓発活動に努める。また、新たに狩猟者の確保を推進し捕獲対策班によるイノシシやカラス類の捕獲に努め、受益者である各農家にもわなの見廻りや出没情報の提供等の協力をお願いする。さらに、囲いわなの導入等新たな捕獲手法についても、専門家のアドバイスを受けながら検討を行い捕獲の推進に努める。</p> <p>また、ICTを活用した鳥獣被害対策として、有害鳥獣の効率的な捕獲を実現するためのワナ監視通報システム導入を検討する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会 上天草支部	農林業者等からの要請に基づいて、各地区で結成された対策班が有害鳥獣の捕獲を行う。
-----------------	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度	イノシシ ニホンジカ カラス類	捕獲機材の導入を進め、捕獲者の育成確保に努め、わなの見回り等を行う協力員の確保に向けて、猟友会と農家の連携を強化していく。
28年度		
29年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画数

捕獲計画数等の設定の考え方	
① イノシシ	<p>上天草市においては、ここ数年間で捕獲頭数が急増しており、農作物への食害被害等が多発している状況にある。</p> <p>また、最近まで目撃情報の無かった大矢野町登立地区でも目撃されており、予想を上回る数が生息し生息域を広げているものと思われる</p> <p>よって、過去の捕獲実績から「2,000頭/年度」を目標に設定して、捕獲を実施するものとする。</p>
② カラス類	<p>カラス類については、定植後の野菜の引き抜きに加え、蓄舎において配合飼料の袋を破き餌をついばむ等の被害が、近年増加傾向にあり農家も対策に苦慮している状況にある。よって過去の捕獲実績及び被害額の減少の状況から「30羽/年度」を目標にして捕獲を実施するものとする。</p>
③ ニホンジカ	<p>ニホンジカについては、予察捕獲として10頭を目標とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
カラス類	30羽	30羽	30羽
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

* 参考 上天草市における過去のイノシシ捕獲実績

年 度	有害捕獲頭数
平成25年度	977頭
平成26年度	970頭
平成27年度	1,714頭
合 計	3,661頭

* 参考 上天草市における過去のカラス類捕獲実績

年 度	有害捕獲頭数
平成25年度	0羽
平成26年度	0羽
平成27年度	0羽
合 計	0羽

* 平成21年度については27羽

捕獲等の取組内容			
○イノシシ			
国有林以外の区域においては、年間を通して箱わな、くくり罠、猟銃による有害捕獲を実施する。			
4月			4月
有害捕獲			
○カラス類			
狩猟期の前後15日間を除き有害捕獲を許可し、対策班の協力によって猟銃による捕獲。また、冬季に当年生まれの若鳥のねぐらを対象としたわなによる捕獲に努めるものとする。			
また、全ての捕獲について、事故発生防止や錯誤捕獲防止に努めることとする。			
4月	11/15	3/15	4月
有害捕獲		有害捕獲	有害捕獲

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上天草市管内	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	電気牧柵 5,000m 面積 15ha	電気牧柵 5,000m 面積 15ha	電気牧柵 5,000m 面積 15ha

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度	イノシシ、 カラス類、 ニホンジカ	現地研修会、講演会等を開催し地域住民を主体とした広域的な被害防止対策が行えるような体制整備を図る。また、施設の適正な維持管理についても併せて推進する
28年度		
29年度		

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	上天草市有害鳥獣被害対策協議会
上天草市農業委員会	農地情報の提供、被害防止施策の検討
あまくさ農業協同組合	被害情報の収集
熊本県農業共済組合天草支所	被害実態についての情報提供
熊本県猟友会上天草支部	捕獲対策班として有害鳥獣の捕獲を行う
市内中山間地域集落代表	被害実態についての情報提供、集落の取組を推進
区長会	連絡調整
上天草市役所農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県天草広域本部 天草地域振興局	防除指導及び野生鳥獣の保護 (アドバイザー)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策業務の担当課長を隊長とし上天草市職員8名程度で構成された鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲及び被害防止対策の普及啓発等を推進する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ わな資格者の確保に向け、狩猟免許取得希望者への支援 ・ 農家による「わなの見回り」や「出没情報等の提供」等について、対策班への協力体制を確立する。
--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
上天草市役所農林水産課	連絡窓口
熊本県猟友会上天草支部	捕獲対策班として有害鳥獣の捕獲を行う

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシについては、地産地消や販売等その肉の有効活用を図るために、周辺市町と共に解体処理施設建設に向けて協議を推進していく。さらに、カラス等有効活用できないものの処理については、山林等への埋設によって、適正な処理に努めるものとする。</p>

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>被害防止対策に関して、天草地域2市1町と連携し、情報交換会、研修会等の開催を図る。</p> <p>侵入経路となりうる農地周辺の藪や遊休農地の伐採を推進する。</p> <p>不要となった果樹の伐採に努めるとともに、生ゴミや農産物の投棄による新たな餌場を作らないための取り組みを推進するとともに、既存の餌場については、耕作放棄地の解消を併せて推進する。</p>

被害の現状

主な野生鳥獣による被害の現状（平成25から27年度）

鳥 獣 の 種 類	被害の現状				
	品 目	被害数値			
		年度	25年度	26年度	27年度
イノシシ	水 稲	被害面積	3.5ha	4.5 ha	7.9ha
	果 樹	被害金額	814千円	1,232千円	2,741千円
カラス類	水 稲	被害面積	0.1ha	0.5 ha	0.1ha
	果 樹	被害金額	5千円	23千円	8千円
		被害面積計	3.6ha	5.0ha	8.0ha
		被害金額計	819千円	1,255千円	2,749千円